

北海道環境パートナーシップオフィス事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 北海道環境パートナーシップオフィス（以下「EPO北海道」という。）の運営について第三者的立場から客観的な評価を行うため、北海道環境パートナーシップオフィス事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(委員等)

第2条 評価委員会は、有識者委員5名程度で構成し、北海道地方環境事務所長（以下「所長」という。）が委嘱する。

2 所長は、評価委員会に必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(任期)

第3条 有識者委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 評価委員会は、所長が召集する。

2 評価委員会は、年1回以上開催する。

3 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 評価委員会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 議長は、評価委員会の議事を運営する。

(評価事項等)

第5条 評価委員会は、次の事項について評価等を行う。

(1) EPO北海道が実施した当該年度の各事業が事業計画どおりに実施できているか。

(2) EPO北海道が実施した事業が設定した目標に対して成果は得られているか。

(3) 次年度以降にEPO北海道が実施する事業に対する助言。

(評価結果の反映)

第6条 所長は、評価委員会の評価結果を踏まえて、次年度のEPO北海道業務請負契約の継続の適否等を判断するものとする。

2 所長は、評価委員会の評価結果をEPO北海道の運営に反映させるものとする。

(評価委員会の公開等)

第7条 評価委員会は原則公開とする。当該評価委員会に使用した資料及び議事概要についても原則公開とする。

(事務)

第8条 評価委員会の事務は、北海道地方環境事務所環境対策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱の定めるもののほか、評価委員会の運営上必要な事項は、所長が別に定める。

附則

1. この要綱は、平成20年1月7日から施行する。

2. 一部改正 平成21年12月18日

3. 一部改正 平成31年1月15日

4. 一部改正 令和6年12月10日